

公 告

契約担当官
陸上自衛隊富士学校
会計課長 北川 陶子

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6KS710E02220		6L821A10108 0001				FS-Z410003B				
品名 または 件名										
計測等の技術役務（ドローン操縦・計測）										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST							1		
納地または工事場所				引 渡 場 所						
東富士演習場				装実4科 多田1尉						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
2 7 4 5				令和8年8月25日（火）～令和8年8月27日（木）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

入札心得等については、富士学校ホームページ及び会計課契約班に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年7月22日（水）10時40分 本部庁舎B1F入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 公告別紙第1号「総額契約注意事項」による。
- (2) 競争参加地域「関東・甲信越」又は「東海・北陸」の者であること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けているものの下請負は認めない。
- (4) 仕様書を受領する場合等、入札に関する問い合わせで直接、会計課に来訪する場合は、その際に参加資格書の写しを提出又は提示すること。
- (5) 入札の心得を遵守するとともに、暴力団排除に関する誓約を行うこと。
- (6) 再度入札は1回までとする。

ただし、郵送等により参加者が入札に立ち会っていない場合の再度入札は、
令和8年 7月 27日（月） 10：00 から実施する。

（入札に関する問い合わせ）

静岡県駿東郡小山町須走481-27
陸上自衛隊富士学校総務部会計課契約班 契約係 市平
TEL 0550-75-2311（2233）
FAX 0550-75-2445

（公告掲載場所）

陸上自衛隊富士学校総務部会計課掲示板
陸上自衛隊富士学校ホームページ

(<https://www.mod.go.jp/gsdf/fsh/fin/keiyaku.htm>)

（メールアドレス）

cont_fin-adm-fsh@inet.gsdf.mod.go.jp

総額契約注意事項

公告本文によるほか、次のとおり入札を実施する。

1 参加資格

公告本文に示すほか、次の各号による。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 契約担当官から指名停止の処置を受けている期間中でない者
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除する要請がない者で入札心得の内容を誓約している旨、入札書に記載する者

2 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 電話、電報又はFAXによる入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の記名押印がない又は印影が判別しがたい入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

3 契約書の要否

契約金額が250万円を超える場合は契約書を、100万円以上250万円以下の場合は請書を作成する。

但し、官側が特に示す場合又は契約者の申し出により、契約書等を作成する。

本入札にあたり、契約書を作成する場合に使用する条項については、駐屯地用標準契約書に示す条項のうち下記のとおりとする。

- (1) 役務請負契約条項
- (2) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (3) 暴力団排除に関する特約条項

4 入札方法

郵便・信書便入札は認めるが、電子入札は認めない。

5 落札決定方法

総額による。予定価格の制限の範囲内における最低金額で応札したものを落札者とする。ただし、落札者となるべき最低応札者が2人以上ある場合はくじにより決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

- (1) 応札前までに、令和07・08・09年度防衛省競争資格（全省庁統一資格）決定通知書（写し）の提出をされたい。また以前の入札等で既に提出している場合は、その旨を申し出られたい。

- (2) 仕様書は富士学校会計課で配付する。受領の際、令和07・08・09年度防衛省競争資格（全省庁統一資格）決定通知書（写し）の提示をされたい。
- (3) 応札前までに、入札に参加するものが代理人の場合、委任状を提出されたい。
- (4) 郵便・信書便で入札する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に捺印し、封筒の表に契約件名、入札執行日時及び入札書在中と朱書きして、入札日前日（土日祝日を除く。）17時まで必着させ、その旨を通知すること。

入 札 書

¥

(税抜)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
計測等の技術役務 (ドローン操縦・計測)	仕様書のとおり	ST	1		
別紙内訳書のとおり					
	以下余白				
納入(履行)場所	仕様書のとおり		納期(履行期間)		仕様書のとおり
入札(契約)保証金	免除		入札(見積)書有効期間		

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札見積りいたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に
関する誓約事項について誓約いたします。

8.7.22

契約担当官

陸上自衛隊富士学校

会計課長 北川 陶子 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者
連 絡 先

内 訳 書

品 名	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
作業費	ST	1			役務に必要な人員数を備考欄に記載して下さい。
交通費	ST	1			
宿泊費	ST	1			
事前調査費	ST	1			
機材等損耗費	ST	1			
書類作成費	ST	1			
飛行申請費	ST	1			
諸経費があれば内訳の記載をお願いします。					
小 計					

市価調査表

¥ (税抜)

内訳とあわせて7月14日(火)17時までに提出をお願い致します。

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
計測等の技術役務 (ドローン操縦・計測)	仕様書のとおり	ST	1		
別紙内訳書のとおり					
	以下余白				

契約担当官

陸上自衛隊富士学校

会計課長 北川 陶子 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者

連 絡 先

内 訳 書

品 名	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
作業費	ST	1			役務に必要な人員数を備考欄に記載して下さい。
交通費	ST	1			
宿泊費	ST	1			
事前調査費	ST	1			
機材等損耗費	ST	1			
書類作成費	ST	1			
飛行申請費	ST	1			
諸経費があれば内訳の記載をお願いします。					
小 計					

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
計測等の技術役務	F S - Z 4 1 0 0 0 3 B	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成 2 9 年 3 月 1 5 日
	変 更	令和 元年 1 2 月 1 6 日
	作成部隊等名	装 備 実 験 隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊富士駐屯地が実施する計測等の技術役務（以下、技術役務）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000005の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 技術役務に関する要求

2.1 一般事項

技術役務の概要、場所、期間、内容、計測器材等については、調達要領指定書によって指定する。

2.2 技術役務実施上の注意事項

技術役務の実施にあたっては、監督官等と密接な連絡を保つものとし、細部については、監督官等の指示による。

3 品質保証

3.1 監督及び検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z500002の3.2によるほか、特に示す場合は調達要領指定書によって示すほか、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 技術役務条件

4.1 技術役務実施場所

この技術役務は、調達要領指定書で指定する場所において行うものとする。

4.2 提出書類

提出書類は調達要領指定書により指定する。

4.3 秘密保全

秘密保全については、GLT-CG-Z500002の6による。

4.4 安全

安全は次による。

4.4.1 安全管理

契約相手方は、技術役務作業に当り安全かつ確実に作業を行い、作業実施期間中の生命、身体、建物、器材との損傷防止に万全を期するものとする。

4.4.2 事故負担

契約期間中の事故は、契約相手方の責任とする。

4.5 仕様書及び技術役務に関する質疑

- a) この仕様書の内容等に関して疑義が生じた場合は、GLT-CG-Z00001の8.3による。
- b) 技術役務の細部について疑義が生じた場合は、監督官に申し出て指示を受けるものとする。

4.6 その他の必要事項

その他の必要事項は、調達要領指定書によって示すものとする。

調達要領指定書	調 達 要 求 番 号	6 L 8 2 1 A 1 0 1 0 8
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年 7月 1日
	作 成 部 隊	装 備 実 験 隊
	作 成 年 月 日	令和8年 6月 19日
件 名	計測等の技術役務（ドローン操縦・計測）	
仕 様 書 番 号	F S - Z 4 1 0 0 0 3 B	
1 総則		
1.3 引用文書		
a) 仕様書		
GLT-CG-Z0000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書		
GLT-CG-Z0000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書		
GLT-CG-Z5000002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書		
b) 法令等		
特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）		
秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）		
防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）		
航空法（昭和27年法律第231号）		
電波法（昭和25年法律第131号）		
1.4 サプライチェーン・リスクへの対応		
契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得るソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他、官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。		
2 技術役務に関する要求		
2.1 一般事項		
技術役務の概要、場所、期間、計測器材等は、表1による。		
表1－役務明細表		
技術役務の概要	実用試験「多目的監視レーダ」第4次試験におけるドローン操縦・計測	
場所	東富士演習場	
期間	令和8年8月25日（火）～8月27日（木）（3日間）	
内容	ドローン操縦・計測に関する作業 a) 機体の飛行操縦 1) 表2に示す性能を満たした機体等を準備し、表3に示す物品を吊り下げ操縦するものとする。 2) 機体は1回の飛行時間を15分以上とし、午前2回、午後2回を基準として役務期間中（3日間）実施するものとする。細部は官側との調整による。 3) 機体を操縦する際の飛行位置・経路は別紙に示すとおりとする。 b) 機体飛行時の安全監視 c) 表4に示す飛行データの計測	
計測器材等	ドローン一式、解析用機材一式	

表 2－機体諸元等

機体	諸元	仕様	数量	備考
ドローン	DJI 社製 FlyCar t 30 又は同等機以上 a) マルチコプタ型 b) 展開時 500 mm×500 mm×500 mm以上（プロペラを除く） c) 最大飛行速度 10m/s 以上 d) 最大飛行時間 15 分以上 e) 最大飛行高度 標高 1000m 以上 f) 耐風性 10m/s 以上 g) 動作環境温度 -20～40℃ h) ペイロード 1.5kg 以上（機体下部 に吊り下げ可能であること）	a) 技術基準適合証明を取得済みであり、新規の電波承認なしに運用可能であること。 b) 自動操縦及び自動帰還機能を有すること。 c) 原則 2 台以上のプロポにより操縦可能であること。 d) 山部において 1 Km 程度以上の通信を確保出来ること。 e) 1 Hz 以上で記録した飛行中のタイムスタンプ、緯度、経度、高度（標高）及び速度を記録可能な機能を有すること。 f) 努めて操作記録可能な機能を有すること。	1 式	a) 役務履行に必要な標準付属品を含むものとする。 b) 契約の相手側で準備するものとする。

表 3－物品諸元等

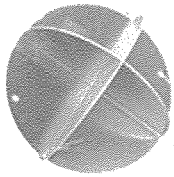
品名	諸元	数量	備考
レーダリフレクタ	a) 重量：1.5kg 未満 b) 直径：40cm 未満 	1 式	a) 役務履行に必要な標準付属品を含むものとする。 b) 契約の相手側で準備するものとする。

表 4－飛行データの計測内容

内容
ドローンの飛行毎に、1 Hz 以上で記録した飛行中のタイムスタンプ、緯度、経度、高度（標高）及び速度に関する計測記録

2.3 技術役務者の資格

機体の飛行は、国家または民間の無人航空機操縦資格を有し、かつ、当該機体について 10 時間以上の操縦経験を有するものが実施することとする。

4 役務作業条件

4.1 技術役務実施場所

技術役務実施場所については、表 1 による。

4.2 提出書類

提出書類については、表 5 とする。

表 5—提出書類

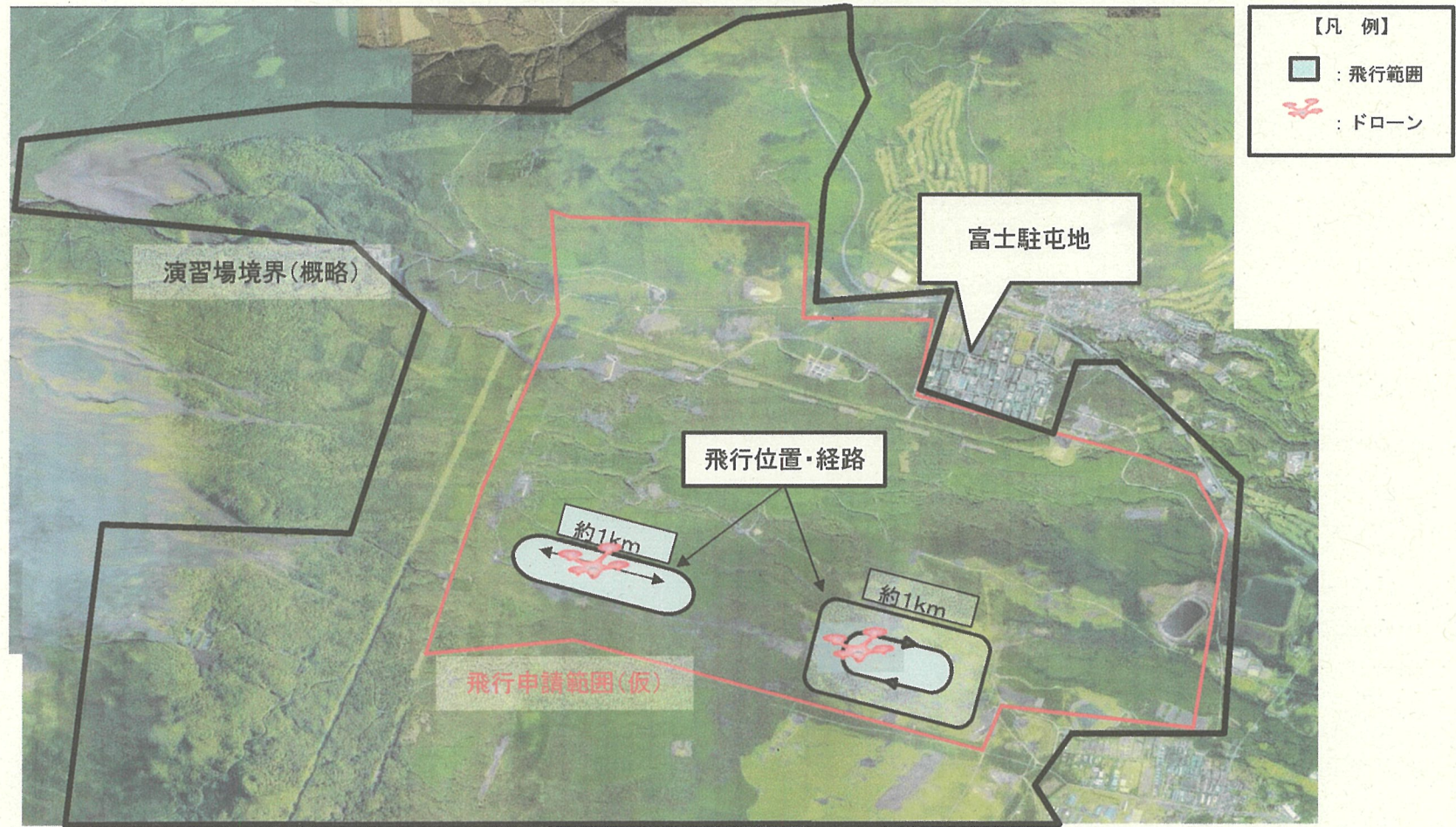
番号	書類名	部数	提出先	提出時期
1	操縦者名簿（写）	1	装備実験隊	契約締結後速やかに
2	飛行実施計画	1		
3	飛行データ	1		a) 提出期限 計測の都度速やかに b) 提出形態 データ形式
4	作業記録（役務完了調書）	2		役務完了後速やかに

注記 データ形式は Microsoft Office により閲覧及び編集が可能な形式とする。細部は官側との調整による。

4.6 その他の必要事項

- a) 契約の相手方は、本役務の実施に当たって適切な安全管理を実施するものとする。特に、機体飛行中の事故、悪路及び道路上での事故等に対し十分な対策を講じ、安全を最優先に本役務を実施することとする。
- b) 機体の飛行に係る飛行申請及び航空法に基づく登録等は契約の相手方が実施するものとする。また、防衛省・自衛隊施設での飛行に係る官側の行う調整及び飛行申請（実施場所において必須となるノータム事項の通知含む）等について、契約の相手方は支援を行うものとする。
- c) 1日の作業時間は、0815～1700（1200～1300の間は昼食時間）の7時間45分とする。ただし、監督官が別途指示した場合はそれに従うものとする。
- d) 本役務の履行に必要な準備及び提出書類作成にかかる費用を含むものとする。
- e) 本役務の履行に必要な資器材等にかかる費用を含むものとする。
- f) 本役務の履行に必要な宿泊、日当及び交通費等を含むものとする。
- g) 契約の相手側は、本役務の履行に必要なバッテリーの予備及び充電態勢を準備するものとする。
- h) 契約の相手方は、本役務の履行に必要な計測器材等を準備するものとする。
- i) 動産保険加入費用を含むものとする。
- j) 契約の相手方は、契約締結後、立入申請のため人員名簿及び車種、車番をメールにより通報するものとする。
- k) 契約の相手方は、取得したデータは提出後、全て削除するものとする。
- l) その他の必要な事項は、監督官が指示する。
- m) 調整先 装備実験隊第4実験科 多田1尉
電話 0550-75-2311 （内線2745）

ドローン飛行位置・経路（東富士演習場）



細部飛行位置・経路は官側との調整による。